

令和2年分 所得税の主な改正内容について

令和2年分の所得税確定申告から、各種控除額などの税制が大幅に変わります。
ここでは、多くの方に関係する主な変更点のみ抜粋して、概要を以下にまとめました。
詳細については、所轄の税務署にお尋ねください。

		【改正前】 令和元年分まで	→	【改正後】 令和2年分から
青色申告 特別控除額	65万円 控除	65万円	⇒	55万円 e-Tax または電子帳簿保存を行うと 65万円
	10万円 控除	10万円	⇒	10万円(変更なし)
給与所得控除額		65万円～220万円	⇒	55万円～195万円 改正前と比較して一律 10万円減額 注1
公的年金 等控除額	65歳 未満	70万円～	⇒	60万円～195.5万円 注2 改正前と比較して一律 10万円減額 注3
	65歳 以上	120万円～	⇒	110万円～195.5万円 注2 改正前と比較して一律 10万円減額 注3
基礎控除額		38万円	⇒	48万円 但し、合計所得金額が 2,400 万円を超えると 減額され、2,500 万円を超えると適用なし

注1: 給与等の収入金額が 850 万円超の場合は 10 万円超の減額になります。

注2: 公的年金等以外の合計所得金額について、1,000 万円超～2,000 万円以下の場合は改正後の控除額が更に一律 10 万円の減額に、2,000 万円超の場合は改正後の控除額が更に一律 20 万円の減額になります。

注3: 公的年金等の収入金額が 1,000 万円超の場合は 10 万円超の減額になります。

上記の控除額の変更により、所得控除を受けるための合計所得金額要件が、10万円ずつ引き上げられます。

- 同一生計配偶者(配偶者控除) 38万円以下 ⇒ 48万円以下
- 扶養親族(扶養控除) 38万円以下 ⇒ 48万円以下
- 配偶者特別控除 38万円超123万円以下 ⇒ 48万円超⇒133万円以下
- 勤労学生控除 65万円以下 ⇒ 75万円以下
- 源泉控除対象配偶者 85万円以下 ⇒ 95万円以下

所得金額調整控除

 について

上記の控除額の変更により、所得税額の増加が見込まれる子育て世代等の負担を緩和するために「所得金額調整控除」が新たに設けられます。

(1) 給与所得と公的年金等に係る雑所得の合計金額が10万円を超える場合

「給与所得の金額(上限 10 万円) + 公的年金等に係る雑所得の金額(上限 10 万円) - 10 万円」を給与所得の金額から控除します。

(2) 給与収入が 850 万円超で、次の①～③のいずれかに該当する場合

「{給与等の収入金額(上限 1,000 万円) - 850 万円} × 10%」を給与所得の金額から控除します。

- ① 特別障害者
- ② 年齢 23 歳未満の扶養親族を有するもの
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有するもの